社会保険労務士が分かりやすく解説いたします

ーバル制度とは?



平成30年5月22日(火) 13:40~受付

14:00~16:00 セミナー・グループコンサルティング

(希望者のみ) 16:00~17:00 個別相談会

申込み締切

5月21日(月) 11:00まで

場

エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階

仙台駅西口すぐ

30名(1社1名まで) *先着順となります。

起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者 *途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法

セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HP にて承ります。下記のお問い合わせ先に、 ①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。 ※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

長時間労働による過労死や健康被害が取り沙汰されるなか、厚生労働省では労働環境の待遇 改善の取り組みとして、勤務間インターバル制度を企業に奨励しています。今回のセミナー では、勤務間インターバル制度とその効果、制度導入に当たり必要な労務管理について社会保険 労務士が分かりやすく解説いたします。

勤務間インターバル制度とは?

ヤミナー (60分)

(講師) 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等 グループコンサルティング を通じて理解を深めます。 (60分)

15:00 ~ 16:00 16:00 ~ 17:00

(60分)

個別相談会 *希望者のみ 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する 疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談に対応いたします。

(主催)仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら 022-267-5632 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加(相談内容:)・不参加

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(5月22日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働 相談センター
とは 働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!! 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談 サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)



■お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内 TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 営業時間/平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く

検索

